

交付要件

- 中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者であること
(株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人)

| 業 種 | 中小企業者 (下記の何れかを満たすこと) | |
|---------------------------|-------------------------|-------------|
| | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業、建設業、運輸業 下記の業種以外の業種 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

- 広島県内に本店があること
- 世羅町内に事業所を有している世羅町税の納税義務者であること
- 令和3年2月1日迄に開業していること
- 広島県が実施した「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業（令和2年度に広島市の飲食店を対象に実施）」「頑張る飲食事業者応援事業」「頑張る飲食店納入事業者応援事業」のいずれかの給付を受給していないこと
- 世羅町が実施した「交通事業者支援給付金・旅客運送事業者緊急支援給付金」「旅館業緊急支援事業」「町指定管理施設サポート事業（第2期）」「世羅町頑張る飲食事業者応援事業」のいずれかの給付を受給していないこと
- 令和2年12月から令和3年2月までの何れかの月における農業を除く売上高について県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等により対前年同月比が30%以上かつ10万円以上減少していること
- 広島県が実施する「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」又は「広島積極ガード店」の登録があること
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員等でないこと